

[専門研究A]インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究 一学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成

研究の目的

学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関して重視すべき内容について、研究協力機関における取組、文部科学省モデル事業地域や学校現場からの情報収集、関連する文献や諸外国の動向等も参考に検討し、その内容を教育現場に提供する。

学校における体制づくりは、教職員の共通理解のもと学校全体の組織的な取組として進めることが重要であることから、全ての教職員にとってできるだけ分かりやすいガイドライン（試案）を作成する。

教育現場の現状

- ・障害者の権利に関する条約やインクルーシブ教育システムに関する情報不足
- ・「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」等の新しい用語だけが先行
- ・断片的な情報による誤解や、わからないことに対する不安と戸惑いもみられる現状

課題とニーズの把握

- 文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業の実施地域等の教育委員会や学校の関係者から情報収集
 - ・モデル事業の成果と課題、体制づくりの課題 等
 - ・教育現場がわからないことや知りたいこと 等
- 研究協議会、公開研究協議会によるガイドライン（試案）に対する意見収集

学校における体制づくりのガイドライン（試案）の内容

1. 学校における体制づくりでおさえておきたいこと

インクルーシブ教育システム構築のための教育の専門性を確保し、チームとして学校の体制づくりを進めるためには、授業づくりや学級づくり、生徒指導など学校の教育活動の全てにおいて特別支援教育の視点が大切。これまでの特別支援教育の体制整備でも「やってきたこと」、これまでと同じように「できそうなこと」「やれそうなこと」という観点（11項目）

2. インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりQ&A

教育委員会や学校の関係者からの意見収集をもとに、教育現場において、よくわからないこと、もっと知りたいこと、課題になりそうなこと、今後重要なことと思われることとして挙げられた内容等について精選（8観点から35項目の「Q&A」）

3. インクルーシブ教育システムに関する知っておきたい基礎知識

障害者の権利に関する条約の批准に至るまでの国内法等の整備を中心に、教育現場、教職員間でも知っておいて欲しいこと、共通理解しておいて欲しいこと（7項目）

体制づくりの今後の課題

- ・合理的配慮は障害に対してではなく、障害の状態や特性等から生じる教育的ニーズに対して提供
- ・多様な学びの場は独立して存在するのではなく、それぞれの場の教育に連続性が必要
- ・教員の専門性には特別な役割を担う教員の専門性と全ての教員が身に付けておくべき専門性
- ・多職種の専門家が学校教育に携わることになることから更に求められる学校経営のマネジメント
- ・幼保・小・中・高の支援がつながる個別の教育支援計画の効果的な活用
- ・当事者以外の子どもや保護者、地域住民への理解啓発、社会的障壁の除去についての意識向上の取組

（研究代表者：笹森 洋樹）

インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究

－学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成－

（平成 27 年度）

【研究代表者】 笹森 洋樹

【要旨】

本研究では、学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関して重視すべき内容について、研究協力機関における取組、文部科学省モデル事業地域や学校現場からの情報収集、関連する文献や諸外国の動向等も参考に検討し、その内容を教育現場に提供することを目的とした。学校における体制づくりは、教職員の共通理解のもと学校全体の組織的な取組として進めることが重要であることから、全ての教職員にとってできるだけわかりやすく内容を示すこととした。

重要性や優先度等から、「学校における体制づくりでおさえておきたいこと」「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのQ&A」「インクルーシブ教育システムに関する知っておきたい基礎知識」の大きく 3 つに分けてまとめ、特に「インクルーシブ教育システムのための体制づくりのQ&A」では、教育現場において、よくわからないこと、もっと知りたいこと、課題になりそうなこと等として挙げられた内容を 8 つの観点から 35 の疑問に応える「Q&A」形式でまとめた。質間に回答し、解説を加えている。

検討した内容については、学校における体制づくりのガイドライン（試案）としてまとめ、今後の地域（市町村）や学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための体制づくりの参考となるガイドとして広く教育現場に普及を図ることとする。

【キーワード】

インクルーシブ教育システム、学校における体制づくり、ガイドライン

【背景・目的】

本研究所では、第三期中期目標期間（平成 23 年度～平成 27 年度）を見通し、「インクルーシブ教育に関する研究」を包括的テーマとして設定し、「教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」、「特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や指導に関する研究」、「地域（市町村）における体制づくりに関する研究」に取り組んできた。各研究では、研修カリキュラム、合理的配慮のデータベース、地域（市町村）における体制づくりのグランドデザインを提供してきた。

インクルーシブ教育システムにおいては、本人及び保護者と学校や教員の間で適切な指導と必要な支援についての合意形成が図られ、関係者の共通理解のもと、障害の状態や教育的ニーズに応じて基礎的な環境が整備され、適切な合理的配慮が提供されることが望まれる。インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりを学校がどのように進めればよいかは、教育現場の喫緊の課題となっている。しかし、教育現場では、障害者の権利に関する条約やインクルーシブ教育システムに関する情報が少なく、「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」等の新しい用語だけが先行し、断片的な情報による誤解や、わからないことに対する不安と戸惑いも見られる状況にある。平成 28 年 4 月からは障害者差別解消法が施行され、障害のある子どもに対する合理的配慮の提供がいよいよ具体的な段階に入ってくる。

本研究ではこれまでの研究成果を踏まえ、地域（市町村）における体制づくりをどのように活用して学校における体制づくりを進めればよいか、また、学校の体制づくりの状況に応じて地域（市町村）は体制づくりをどのように見直していくべきか、学校における体制づくりとそれを支える地域（市町村）における体制づくりをシステムとして構築できるよう、学校における体制づくりに関して重視すべき内容について検討し、ガイドライン（試案）として教育現場にわかりやすく提供することを目的とした。

【方法】

文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業の実施地域からこれまでの成果と課題、今後重要になると思われること等について情報収集を行った。さらに、教育委員会や学校の関係者から、インクルーシブ教育システムについて、教育現場がわからないことや知りたいことの聞き取りを行い、ニーズを把握した。また、公開研究協議会を開催し、都道府県及び指定都市の教育委員会関係者からガイドライン（試案）に対する意見を収集する機会も設けた。

研究協力者は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育企画官 齋藤憲一郎氏と、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室・障害福祉専門官 田中真衣氏にお願いした。また、研究協力機関には、文部科学省モデル事業実施地域から、他の地域の参考になる取組を行っている以下の 10 地域の県及び市の教育委員会を選定した。

○研究協力機関及び学校への訪問

- ①宮崎県教育委員会、都城市立明道小学校
- ②石巻市教育委員会、石巻市立釜小学校、石巻市立青葉中学校
- ③鴻巣市教育委員会、鴻巣市立大豊小学校
- ④船橋市教育委員会、船橋市立海神中学校
- ⑤上越市教育委員会、上越市立春日新田小学校
- ⑥岡谷市教育委員会、岡谷市立田中小学校
- ⑦いなべ市教育委員会、いなべ市立員弁東小学校、いなべ市立山郷小学校
- ⑧和歌山市教育委員会、和歌山市立西浜中学校
- ⑨芦屋市教育委員会、芦屋市立浜風小学校、芦屋市立精道中学校
- ⑩下関市教育委員会、下関市立勝山小学校

○研究協議会等の開催

- ・研究協議会（10地域の研究協力機関、研究協力者が参加）
- ・公開研究協議会（40都道府県及び指定都市の教育委員会関係者が参加）

【結果と考察】

教育現場における情報収集やニーズの把握から、学校における体制づくりに関して重視すべき内容について検討し、その重要性や優先度等から、「学校における体制づくりでおさえておきたいこと」「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのQ&A」「インクルーシブ教育システムに関する知っておきたい基礎知識」の3つに内容を分けてまとめた。以下は、ガイドライン（試案）としてまとめた内容の一部である。

1. 学校における体制づくりでおさえておきたいこと

インクルーシブ教育システム構築のための教育の専門性を確保し、チームとして学校の体制づくりを進めるためには、授業づくりや学級づくり、生徒指導など学校の教育活動の全てにおいて特別支援教育の視点で考えてみることが大切である。インクルーシブ教育システムの構築は、全て新しいことから始めなければいけないわけではなく、これまでの特別支援教育の体制整備でも「やってきたこと」、これまでと同じように「できそうなこと」「やれそうなこと」という観点でまとめた。

- (1) 共生社会の形成、インクルーシブ教育システムとは
- (2) 障害のある子どもも障害のない子どもも授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら共に学ぶために
- (3) 特別支援教育の充実がインクルーシブ教育システム構築の基盤に
- (4) 学校間連携や専門的な人材など地域にある教育資源の積極的な活用を
- (5) 校長のリーダーシップ、教職員の共通理解のもと、学校全体で
- (6) 本人・保護者のニーズの把握、十分な情報提供と合意形成から

- (7) 合理的配慮は基礎的環境整備をもとに
- (8) 誰もがわかる授業づくりと学び合う、支え合う学級づくり、生徒指導を
- (9) 交流及び共同学習の推進と地域社会への理解啓発の取組を
- (10) ライフステージを通じて支援がつながるために
- (11) こんな学校になるといいな！

2. インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりの「Q & A」

教育委員会や学校の関係者からの意見収集をもとに、教育現場において、よくわからないこと、もっと知りたいこと、課題になりそうなこと、今後重要になると思われるここととして挙げられた内容等について、以下の8つの観点から精選、整理し、35の疑問に応える「Q & A」形式でまとめた。質間に回答し、解説を加えている。

- (1) 体制づくりのビジョンに関すること
- (2) 校内の組織運営に関すること
- (3) 合理的配慮、基礎的環境整備に関すること
- (4) 教育の専門性に関すること
- (5) 地域資源の活用に関すること
- (6) 就学相談、就学先決定に関すること
- (7) 早期からの一貫した支援体制に関すること
- (8) 社会基盤の形成に関すること

ここでは、「(3) 合理的配慮、基礎的環境整備に関すること」の「Q & A」の中から、「Q3-(2) 合理的配慮の評価、見直しはどうのに行えばよいですか。」の内容を紹介する。

Q3-(2) 合理的配慮の評価、見直しはどうのに行けばよいですか。

A. 合理的配慮は、その提供によって「障害のある子ども一人一人が十分な教育を受けられているか」という観点から評価します。また、合理的配慮は、決定後も、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直します。

合理的配慮の具体的な内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、定期的に評価し、必要に応じて適時見直しを行います。そのため、各学校では、合理的配慮が、決定後も、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解することが必要です。

合理的配慮は、インクルーシブ教育システムの理念に照らし、「障害のある子ども一人一人が十分な教育を受けられるために提供できているか」という観点から評価することが重要です。例えば、各学校において、合理的配慮の具体的な内容が記載された個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて取り組んだ結果を評価し、その内容を定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要です。

また、進学等の移行時における情報の引き継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要です。今後は、個別の教育支援計画の引き継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、個別に合理的配慮の引き継ぎも行う必要があります。

校長は、このような合理的配慮の評価・見直し・引き継ぎ等の一連の過程において、特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担うことに十分留意し、組織的に機能するよう努めることが重要です。

子どもの実態の変容を確認しながら、配慮の内容の変更や調整を柔軟に行うためには、例えば、校内委員会等の合理的配慮について検討する校内組織において、特別支援教育コーディネーターが中心となって定期的にケース会議を実施する等の工夫が考えられます。そのような会議で検討し、実際に提供した合理的配慮を一覧表にまとめ、それを個別の指導計画に挟み込み、定期的に評価・見直しを行っている学校もあります。

3. インクルーシブ教育システムに関する知っておきたい基礎知識

障害者の権利に関する条約の批准に至るまでの国内法等の整備を中心に、教育現場にも知っておいて欲しいことを挙げた。インクルーシブ教育システム構築の体制づくりに際しては、国内法等についても教職員で共通理解をしておくことが望まれる。

- (1) 障害者の権利に関する条約
- (2) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）
- (3) 合理的配慮、基礎的環境整備
- (4) 障害者差別解消法の制定
- (5) 学校教育法施行令の改正「就学制度の改正」
- (6) インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルD B）
- (7) 海外のインクルーシブ教育システム

【総合考察】

ガイドラインに示される内容は、教職員の共通理解のもと学校が主体的に進めることができるものであることが望まれる。国や自治体から教育現場に求められているものと、学校等の教育現場が進めていくものが合致していなければ、インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりは進まない。今後、学校や地域（市町村）で進められる体制づくりには、本人及び保護者、教育現場のニーズ把握が欠かせない。本研究において、教育現場の課題として多く挙げられたのは、インクルーシブ教育システムや合理的配慮に関する理念や考え方に関する基本的な知識の不足、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことの意義や意味の理解、本人・保護者との合意形成の進め方、そしてそれらに対する教職員一人一人の意識改革等であった。何から始めればよいのか不安な現状の中でインクルーシブ教育システム、合理的配慮が具体的段階に入る。

本研究を通して、体制づくりを進めるに当たり、今後の課題となることを以下に述べる。1つ目は、合理的配慮は、障害に対してではなく、障害の状態や特性等から生じる教育的ニーズに対して提供されるということである。教育的ニーズは子どもの変容により変わり、評価・見直しにより合理的配慮も変わる。そのための、評価する仕組みが必要である。2つ目は、連続性のある多様な学びの場である。多様な学びの場がそれぞれ独立して存在するのではなく、それぞれの場で行われる教育に連続性が必要であるということである。3つ目は、教員の専門性の確保の課題である。インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性とは何かという課題でもある。特別な役割を担う教員の専門性と、全ての教員が身に付けておくべき専門性があると考える。4つ目は、学校教育を支える地域の資源の活用や関係機関等との連携である。多職種の専門家が学校教育に携わることになることから、学校経営のマネジメントがさらに求められる。5つ目は、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校の支援のつながりである。個別の教育支援計画をより活用しやすいものにしていく必要がある。6つ目は、関係者だけの取組では定着は難しいということである。当事者以外の子どもや保護者、地域住民への理解啓発が必要であり、社会的障壁の除去についての意識を高める必要がある。

最後に、国全体としてインクルーシブ教育システムが構築されていくためには、本研究で示したようなガイドラインが実行に移され、具体的な取組事例の集積と検証が必要である。また、システム構築のビジョンを具現化していくための到達目標の設定や進捗管理などシステム構築に関する段階的な指標等も必要になると思われる。

【成果の活用】

- ・ リーフレットや冊子等を作成し、教育委員会、学校等への普及を図る。
- ・ 教育委員会主催の研修会、専門研修等において研究成果を紹介する。
- ・ 保健、医療、福祉、労働等の関係機関へも情報提供を行う。
- ・ 文部科学省モデル事業地域等に活用に関する調査を実施する。